

東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱に関する細則

昭和61年5月16日区長決裁

平成8年3月8日部長決裁

(趣旨)

第1 この細則は、東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱（昭和61年5月16日区長決裁。以下「要綱」という）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(公道)

第2 要綱第2に規定する公道とは、国道、都道、区道又は公団若しくは都営団地内の商店街に面した通路をいう。

(特殊補助対象街路灯)

第3 要綱第2の2において区長が特に補助対象街路灯として認めたものとは、アーケードの下に設置されている蛍光灯をいう。

2 補助金の算定については、蛍光灯3本をもって街路灯一基分とみなす。

(補助金の対象)

第4 要綱第4に規定する街路灯電気料金とは、前年度4月1日から3月31日までの一年間に支払った料金とする。

2 年度の途中で装飾街路灯を設置し、又は廃止した場合の要綱第5条に規定する定額補助金額については、街路灯1基あたりの年額を12で除して得た額に、当該年度においての当該装飾街路灯を設置している月数を乗じて得た額とする。

3 前項の装飾街路灯を設置している月数には、当該装飾街路灯を設置し、又は廃止した日の属する月を含むものとする。

(補助金の交付申請手続き)

第5 要綱第6の必要な書類とは、次に定めるものとする。

(1) 設置場所を朱書きで表示した図面

(2) 前年度に支払った電気料金領収書の写

(補助金の返還)

第6 要綱第10の規定に基づいて補助金の返還を求められた管理者は、取消通知を受けた翌日から起算して10日以内に区指定の収入通

知書により当該補助金を区に返還しなければならない。

(装飾街路灯の設置及び廃止届け日)

第7 要綱第11条に規定する装飾街路灯の設置及び廃止の届は、工事の完了した翌日から起算して10日以内に区長に提出するものとする。

付 則

この細則は、昭和61年4月1日から実施する。

付 則 (平成8年3月8日改正)

この細則は、平成8年4月1日から実施する。

付 則 (平成22年3月31日地域振興部長決裁北地産第3202号)

この細則は、平成22年4月1日から実施する。